

## case なぜ利用者の顔写真を SNS に投稿してはいけないのか？

### 「認知症のおばあちゃんは可愛い」

5月のある日、デイサービスさくらでは認知症の利用者5名と一緒に、近くの公園に散歩に行きました。入社2年目の女性職員のMは、久しぶりの外出行事でとても楽しそうです。ところが、公園に着いてしばらくすると、職員のMと利用者のYさんの姿が見えません。主任が公園の裏手を探すと職員のMとYさんが歩いています。「ダメじゃない、勝手に離れちゃ」と主任が叱って、M達はみんなが居る場所に戻りました。

1週間後、Yさんの娘さんが血相を変えて所長に面会を求めてきました。娘さんは自分のスマホを所長に見せて、「デイの職員のインスタに上がっていたのよ、どういうことなの！」と詰め寄りました。インスタグラムにはM職員とYさんが頬をくっつけて写っており、「認知症のおばあちゃんは可愛い」と書いてありました。

## Answer 新任研修で「やってはいけないこと」と罰則を教える

### ▶再発防止策は人権擁護研修？

この事件の後、所長は事件の詳細を市に報告し指導を受け改善計画書を提出するなど、事後処理に追われました。また、Mさんの娘さんがデイサービスの運営法人の本部に、職員の処分を要求してきました。このような大きな不祥事となったため、市から再発防止のための対応を報告するように求められ、法人本部では全職員に対して人権擁護研修を行うことにしました。しかし、人権の大切さを研修して再発防止策になるのでしょうか？

企業は組織ですから、組織としてのルールを明確にしてルール違反に罰則を設けることで規律を保っています。不確かな個人の倫理観に頼っても、組織の規律は保てないのです。施設がするべきことは人権擁護研修ではなく、新任研修でやってはいけないことを具体的に示して、罰則を教えることです。では、Mの行為はどのような規則に違反するのでしょうか？

#### 1. 個人情報保護法に違反する

利用者の顔写真を SNS に投稿すれば個人情報の漏洩です。事業者は個人情報の漏洩の防止措置を講じる義務があり、これを怠って個人情報を漏洩すれば個人情報保護法違反となります。

#### 2. 人権侵害として不法行為となる

本人の了解なく他人の容姿を撮影することは人権侵害ですから民法上の不法行為となります。投稿しなくても「無断で撮影すること」だけで人権侵害となりますから、注意が必要です。

#### 3. 就業規則の懲戒事由に該当する

一般的な企業の懲戒規定では、次の懲戒事由に該当する可能性があります。

- 故意または過失により事故を起こし会社に損害を与えたとき（被害者から賠償請求されたとき）・不法行為をして会社の信用を害したとき
- 会社の業務上の秘密を外部に漏洩したとき
- 服務規律に違反したとき（服務規律に「会社の信用を毀損しないこと」とあれば該当します）

#### 4. 契約違反で債務不履行となる

通所サービス契約書には必ず「秘密保持」という条項がありますから契約違反となります。

安全な介護から  
「介護リスクマネジメント講座」  
無料配信中！

おもしろ半分の  
悪ふざけが虐待に  
(やってはいけないことを  
教える)

PC版↓  
<https://youtu.be/4Xtgu2Wx-iA>

スマホ版→

